

2005年 輸入統計品目表新旧対照表

新(2005年)				旧(2004年)				備 考	
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位
01.06		その他の動物(生きて いるものに限る。)			01.06		その他の動物(生きて いるものに限る。)		
		- 哺乳類 (省 略)					- 哺乳類 (省 略)		
0106.19		- - その他のもの			0106.19		- - その他のもの		
		- - - 食肉目 (削 除) (省 略)			011 4		- - - - 犬 (省 略)	NO	KG
	030 2	- - - 翼手目 (削 除)	NO	KG			- - - 翼手目		
		(削 除)			031 3		- - - - おおこうもり 科のもの	NO	KG
		- - - 齧歯目 (省 略) (削 除)			039 4		- - - - その他のもの - - - 齧歯目 (省 略)	NO	KG
		(省 略)			043 1		- - - - ブレイリード ッグ	NO	KG
0106.20		- 爬虫類 (省 略)			0106.20		- 爬虫類 (省 略)		
	020 5	- - ワニ目	NO	KG			(新 規)		
		- - 有鱗目					(新 規)		
	031 2	- - - トカゲ亜目	NO	KG			(新 規)		
	039 3	- - - その他のもの	NO	KG			(新 規)		
	090 5	- - その他のもの (省 略)	NO	KG	090 5		- - その他のもの (省 略)	NO	KG
0106.90		- その他のもの - - 両生類			0106.90		- その他のもの - - 両生類	NO	KG
	011 3	- - - 無尾目	NO	KG	010 2		(新 規)	NO	KG
	012 4	- - - 有尾目	NO	KG			(新 規)		
	019 4	- - - その他のもの (省 略)	NO	KG			(新 規)		
		(省 略)					(省 略)		
02.01		牛の肉(生鮮のもの及 び冷蔵したものに限 る。)			02.01		牛の肉(生鮮のもの及 び冷蔵したものに限 る。)		
		(省 略)					(省 略)		
0201.20	000 十	- その他の骨付き肉 (削 除) (削 除) (省 略)	KG		0201.20		- その他の骨付き肉 - - 四分体のもの		KG
		(省 略)			010 十		- - その他のもの		KG
		(省 略)			090 十		(省 略)		
03.03		魚(冷凍したものに限 るものとし、第03.04項 の魚のフィレその他の 魚肉を除く。)			03.03		魚(冷凍したものに限 るものとし、第03.04項 の魚のフィレその他の 魚肉を除く。)		
		(省 略)					(省 略)		
		- その他の魚(肝臓、 卵及びしらこを除 く。)					- その他の魚(肝臓、 卵及びしらこを除 く。)		
		(省 略)					(省 略)		
0303.79		- - その他のもの (省 略)			0303.79		- - その他のもの (省 略)		
		- - - その他のもの					- - - その他のもの		

新(2005年)				旧(2004年)				備考		
統計品目 番号	NACU 用	品名	単位		統計品目 番号	NACU 用	品名		単位	
04.08	103 099	(省略) (削除) (省略)			04.08	094 099	(省略) - - - - にべ (省略) (新規)		K G	
		- - - - きんめだい	K G	- - - - その他のもの			K G			
	殻付きでない鳥卵及び卵黄(生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)			殻付きでない鳥卵及び卵黄(生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)						
	(省略) - その他のもの			(省略) - その他のもの						
0408.91	000	3		K G	0408.91		- - 乾燥したもの		K G	
25.07 2507.00	000	5	(削除) (削除) (省略)		25.07 2507.00	010 090	- - - - 全卵紛		K G	
			カオリンその他のカオリン系粘土(焼いてあるかないかを問わない。)	M T			- - - - その他のもの	K G		
			(削除) (削除)				(省略)			
29.29			その他の窒素官能基を有する化合物		29.29		その他の窒素官能基を有する化合物			
2929.10			- イソシアナート		2929.10		- イソシアナート			
	010	1	(省略)	K G		010	- カオリン		M T	
	090	4	- - トリレンジイソシアナート	K G		090	- その他のもの		M T	
			- - その他のもの	K G			- - その他のもの		K G	
29.34			核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにその他の複素環式化合物		29.34		核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにその他の複素環式化合物			
			(省略)				(省略)			
			- その他のもの				- その他のもの			
2934.99			(省略)		2934.99		(省略)			
			- - その他のもの				- - その他のもの			
			(省略)				(省略)			

新 (2005年)				旧 (2004年)				備 考
統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位	統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位	
30.04	020	3	- - - 5' - イノシン 酸二ナトリウ ム、5' - ウリ ジル酸二ナトリ ウム、5' - グ アニル酸二ナト リウム及び5' - シチジル酸二 ナトリウム			(新 規)	K G	
	090	+	- - - その他のもの	30.04	090	+	- - - その他のもの	K G
			医薬品 (混合し又は混 合していない物品から成 る治療用又は予防用の もので、投与量にした もの (経皮投与剤の形 状にしたものを含む。) 又は小売用の形状 若しくは包装にしたも のに限るものとし、第 30.02項、第30.05項又 は第30.06項の物品を 除く。)			医薬品 (混合し又は混 合していない物品から成 る治療用又は予防用の もので、投与量にした もの (経皮投与剤の形 状にしたものを含む。) 又は小売用の形状 若しくは包装にしたも のに限るものとし、第 30.02項、第30.05項又 は第30.06項の物品を 除く。)		
3004.10	000	2	- ペニシリン若しくは その誘導体 (ペニシ ラン酸構造を有する ものに限る。)又はス トレプトマイシン若 しくはその誘導体を 含有するもの (削 除)	3004.10		- ペニシリン若しくは その誘導体 (ペニシ ラン酸構造を有する ものに限る。)又はス トレプトマイシン若 しくはその誘導体を 含有するもの	K G (I.I.)	
			(削 除)		010	5	- - ペニシリン又はそ の誘導体 (ペニシ ラン酸構造を有す るものに限る。)を 含有するもの	K G (I.I.)
			(省 略)		090	1	- - その他のもの	K G (I.I.)
3004.90			- その他のもの (省 略)	3004.90		(省 略)		
			- - その他のもの			- - その他のもの		
			- - - 小売用の形状又 は包装したもの (削 除)			- - - 小売用の形状又 は包装したもの		
			(省 略)		022	0	- - - - 胃腸剤	K G (I.I.)
						(省 略)		

新 (2005年)				旧 (2004年)				備 考
統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位	統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位	
								34.03
3403.19		- - その他のもの (削 除)		3403.19		- - その他のもの		
		(削 除)		020	6	- - - 切削油 (石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の50%を超え、温度15度における比重が0.8494を超えるもの)		MT
	091	0 - - - 石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の50%を超えるもの	MT	091	0	- - - - 石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の50%を超えるもの		MT
	099	1 - - - その他のもの (省略)	MT	099	1	- - - - その他のもの (省略)		MT
37.02		感光性のロール状写真用フィルム (露光していないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム (露光していないものに限る。) (省略)		37.02		感光性のロール状写真用フィルム (露光していないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム (露光していないものに限る。) (省略)		
3702.20	000	3 - インスタントプリントフィルム (削 除)	SM	3702.20		- インスタントプリントフィルム		
		(削 除)		010	6	- - 感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製のもの		SM
		(削 除)		090	2	- - その他のもの		SM

新 (2005年)				旧 (2004年)				備 考	
統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACU 用	品 名		単 位
			38.24					(省 略)	
3824.90		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） (省 略) - その他のもの (省 略) - - その他のもの (省 略)			3824.90		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） (省 略) - その他のもの (省 略) - - その他のもの (省 略) (新 規)		
	380	6 - - - 5' - リボヌク		K G					
	390	レオチドカルシウム及び5' - リボヌクレオチド二ナトリウム + - - - その他のもの		K G	390	+	- - - その他のもの		K G
39.17		プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）			39.17		プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）		
3917.10		- 硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング） (省 略)			3917.10		- 硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング） (省 略)		
	020	2 - - セルロース系材料製のもの (削 除)		K G			- - セルロース系材料製のもの		
		(削 除) (省 略)					091 3 - - - 再生セルロース製のもの		K G
							099 4 - - - その他のもの (省 略)		K G
55.11		人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）			55.11		人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）		
5511.10	000	0 - 合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。） (削 除)		K G	5511.10		- 合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）		
		(削 除) (省 略)					010 3 - - アクリル又はモダクリルのもの		K G
							090 6 - - その他のもの (省 略)		K G

新(2005年)				旧(2004年)				備 考		
統計品目 番 号	NA CCU 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NA CCU 用	品 名		単 位	
59.02		タイヤコードファブリック(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力系のものに限る。)			59.02		タイヤコードファブリック(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力系のものに限る。)			
5902.20		(省 略) - ポリエステル製のもの			5902.20		(省 略) - ポリエステル製のもの			
	011	3 - - プラスチック又は ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの(緯糸の伸度が70%以上の糸を使用したものに限る。)		K G	010	2	- - プラスチック又は ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものの		K G	
	012	4 - - プラスチック又は ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの(緯糸の伸度が70%未満の糸を使用したものに限る。)		K G			(省 略)			
70.04		引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)			70.04		引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)			
7004.90		(省 略) - その他のもの			7004.90		(省 略) - その他のもの			
	010	3 - - 厚さが4ミリメートル以下のもの (削 除)		S M	011	4	- - - 厚さが2.5ミリメートル以下のもの		S M	
		(削 除) (省 略)			019	5	- - - その他のもの (省 略)		S M	
72.07		鉄又は非合金鋼の半製品 - 炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの			72.07		鉄又は非合金鋼の半製品 - 炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの			

新(2005年)				旧(2004年)				備 考
統計品目 番 号	NAC 用	品 名	単 位	統計品目 番 号	NAC 用	品 名	単 位	
7207.11	000	2	K G	7207.11		- - 横断面が長方形 (正方形を含む。)のもので、 幅が厚さの2倍未 満のもの (削 除) (削 除)		
7207.12	000	1	K G	7207.12		- - 横断面が長方形 (正方形を含む。)のもので、 幅が厚さの2倍未 満のもの (削 除) (削 除)		
7207.12	000	1	K G	7207.12		- - その他のもの(横 断面が長方形のも のに限るものと し、正方形のもの を除く。) (削 除) (削 除) (省 略)		
7208			K G	7208		- - -ピレット - - -その他のもの	K G K G	
7208.25			K G	7208.25		- - その他のもの(横 断面が長方形のも のに限るものと し、正方形のもの を除く。) (削 除) (削 除) (省 略)	K G K G	
7208.25			K G	7208.25		鉄又は非合金鋼のフラ ットロール製品(熱間 圧延をしたもので幅が 600ミリメートル以上 のものに限るものと し、クラッドし、めつ きし又は被覆したも を除く。) (省 略) - その他のもの(熱間 圧延及び酸洗いをし たもの(更に加工し たものを除く。)で 巻いたものに限る。)		
7208.25			K G	7208.25		- - 厚さが4.75ミリメ ートル以上のもの (省 略) - - - その他のもの - - - - 降伏点が355 メガパスカル 以上のもの (削 除) (削 除)		
7208.25			K G	7208.25		- - - - 厚さが6ミ リメートル 未満のもの - - - - その他のも の - - - - その他のもの - - - - 厚さが6ミ リメートル 未満のもの - - - - その他のも の (省 略) - その他のもの(熱間 圧延をしたもの(更 に加工したものを除 く。)で巻いたもの に限る。)	K G K G K G K G	
7208.25			K G	7208.25		- - - - 厚さが6ミ リメートル 未満のもの - - - - その他のも の - - - - その他のもの - - - - 厚さが6ミ リメートル 未満のもの - - - - その他のも の (省 略) - その他のもの(熱間 圧延をしたもの(更 に加工したものを除 く。)で巻いたもの に限る。)	K G K G K G K G	

新 (2005年)				旧 (2004年)				備 考
統計品目 番 号	NA C C 用	品 名	単 位	統計品目 番 号	NA C C 用	品 名	単 位	
7208.37	020	(省 略)	K G	7208.37	020	(省 略)	K G	
		- - 厚さが4.75ミリメ ートル以上10ミリ メートル以下のも の				- - 厚さが4.75ミリメ ートル以上10ミリ メートル以下のも の		
		(省 略)				(省 略)		
		- - - その他のもの				- - - その他のもの		
030	4	- - - - 降伏点が355 メガパスカル 以上のもの	K G	021	2	- - - - 降伏点が355 メガパスカル 以上のもの	K G	
		(削 除)				- - - - 厚さが6ミ リメートル 未満のもの		
		(削 除)				- - - - その他のも の		
		- - - - その他のもの				- - - - その他のもの		
7208.40	020	(省 略)	K G	7208.40	020	(省 略)	K G	
		- 熱間圧延をしたもの (更に加工したものを を除く。)で巻いて ないもの(浮出し模 様のあるものに限 る。)				- 熱間圧延をしたもの (更に加工したものを を除く。)で巻いて ないもの(浮出し模 様のあるものに限 る。)		
		(省 略)				(省 略)		
		- - その他のもの				- - その他のもの		
030	1	- - - 厚さが3ミリメ ートル未満のも の にあつては降 伏点が275メガ パスカル以上の もの及び厚さが 3ミリメートル 以上のものにあ つては降伏点が 355メガパスカ ル以上のもの	K G	021	6	- - - 厚さが3ミリ メートル未満 のもの	K G	
		(削 除)				- - - - その他のもの		
		- - - - その他のもの				- - - - その他のもの		
		(削 除)				- - - - 厚さが3ミリ メートル未満 のもの		
039	3	(省 略)	K G	031	2	(省 略)	K G	
		- - - - その他のもの				- - - - 厚さが3ミリ メートル未満 のもの		
		(削 除)				- - - - その他のもの		
		(省 略)				- - - - その他のもの		

新(2005年)				旧(2004年)				備 考	
統計品目 番 号	NA C C 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NA C C 用	品 名		単 位
			72.09					鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。)	
7209.15		- - 厚さが3ミリメートル以上のもの			7209.15		- - 厚さが3ミリメートル以上のもの		
	010	4 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの(削 除)		K G			- - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
		(削 除) (省 略)				011	5 - - - 降伏点が355メガパスカル以上のもの		K G
		(削 除) (省 略)				019	6 - - - - その他のもの		K G
7209.16		- - 厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの			7209.16		- - 厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの		
	010	3 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの(削 除)		K G			- - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
		(削 除) (省 略)				011	4 - - - - 降伏点が275メガパスカル以上のもの		K G
		(削 除) (省 略)				019	5 - - - - その他のもの		K G
7209.17		- - 厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの			7209.17		- - 厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの		
	010	2 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの(削 除)		K G			- - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
		(削 除) (省 略)				011	3 - - - - 降伏点が275メガパスカル以上のもの		K G
		(削 除) (省 略)				019	4 - - - - その他のもの		K G
7209.18		- - 厚さが0.5ミリメートル未満のもの			7209.18		- - 厚さが0.5ミリメートル未満のもの		
	010	1 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの(削 除)		K G			- - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
		(削 除) (省 略)				011	2 - - - - 降伏点が275メガパスカル以上のもの		K G
		(削 除) (省 略)				019	3 - - - - その他のもの		K G

新(2005年)				旧(2004年)				備 考	
統計品目 番 号	NA CUCU 用	品 名	単 位	統計品目 番 号	NA CUCU 用	品 名	単 位		
								7209.25	010
7209.26	010	0	K G	7209.26	011	1	K G		
7209.27	010	6	K G	7209.27	011	0	K G		
7209.28	010	5	K G	7209.28	011	6	K G		
72.13				72.13					

新(2005年)				旧(2004年)				備 考		
統計品目 番 号	NA CCU 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NA CCU 用	品 名		単 位	
7213.99		- - その他のもの (削 除)			7213.99		- - その他のもの - - - 炭素の含有量が 全重量の0.6% 未満のもの			
		(削 除)			010	3	- - - - 炭素の含有 量が全重量の 0.25%未満の もの		K G	
	020	6 - - - 炭素の含有量が 全重量の0.6% 未満のもの (省 略)		K G	019	5	- - - - その他のもの (新 設)		K G	
72.14		鉄又は非合金鋼のその 他の棒(鍛造、熱間圧 延、熱間引抜き又は熱 間押しをしたものに 限るものとし、更に加 工したものを除く。た だし、圧延後ねじつた ものを含む。) (省 略)			72.14		鉄又は非合金鋼のその 他の棒(鍛造、熱間圧 延、熱間引抜き又は熱 間押しをしたものに 限るものとし、更に加 工したものを除く。た だし、圧延後ねじつた ものを含む。) (省 略)			
7214.91		- その他のもの - - 横断面が長方形 (正方形を除 く。)のもの (削 除)			7214.91		- その他のもの - - 横断面が長方形 (正方形を除 く。)のもの - - - 炭素の含有量が 全重量の0.6% 未満のもの			
		(削 除)			010	2	- - - - 炭素の含有 量が全重量の 0.25%未満の もの		K G	
	020	5 - - - 炭素の含有量が 全重量の0.6% 未満のもの (省 略)		K G	019	4	- - - - その他のもの (新 設)		K G	
7214.99		- - その他のもの (削 除)			7214.99		(省 略) - - その他のもの - - - 炭素の含有量が 全重量の0.6% 未満のもの			
		(削 除)			010	1	- - - - 炭素の含有 量が全重量の 0.25%未満の もの		K G	
	020	4 - - - 炭素の含有量が 全重量の0.6% 未満のもの (省 略)		K G	019	3	- - - - その他のもの (新 設)		K G	
72.16		鉄又は非合金鋼の形鋼 (省 略)			72.16		鉄又は非合金鋼の形鋼 (省 略)			

新 (2005年)				旧 (2004年)				備 考									
統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位	統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位										
<u>7216.33</u>	000	4 - U形鋼、I形鋼及び H形鋼(高さが80ミ リメートル以上のも ので熱間圧延、熱間 引抜き又は押出しを したものに限るもの とし、更に加工した ものを除く。) (省 略) - - H形鋼 (削 除) (削 除) (省 略)	K G	<u>7216.33</u>	010	0 - U形鋼、I形鋼及び H形鋼(高さが80ミ リメートル以上のも ので熱間圧延、熱間 引抜き又は押出しを したものに限るもの とし、更に加工した ものを除く。) (省 略) - - H形鋼 - - - 幅及び高さの合 計が500ミリメ ートル未満のもの の 090 3 - - - その他のもの (省 略)	K G										
									72.19	72.19							
									<u>7219.12</u>	010	1 - ステンレス鋼のフラ ットロール製品(幅が600 ミリメートル以上のも のに限る。) - 熱間圧延をしたもの (更に加工したもの を除く。)で巻いた もの (省 略) - - 厚さが4.75ミリメ ートル以上10ミリ メートル以下のもの の - - - クロム系(ニッ ケルを含まない ものに限るもの とし、その他の 成分を含有する かしないかを問 わない。) - - - ニッケル系(ニ ッケルを含むも のに限るものと し、その他の成 分を含有するか しないかを問わ ない。)	K G	<u>7219.12</u>	000	5 - ステンレス鋼のフラ ットロール製品(幅が600 ミリメートル以上のも のに限る。) - 熱間圧延をしたもの (更に加工したもの を除く。)で巻いた もの (省 略) - - 厚さが4.75ミリメ ートル以上10ミリ メートル以下のもの の (新 設)	K G	
029	6	- - - - その他のもの	K G			(新 設)											

新(2005年)				旧(2004年)				備 考	
統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位	統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位		
7219.33	021	6	- - - - 200系(ニッケルの含有量が全重量の7%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)			(新 設)			
	022	0	- - - - 304系(ニッケルの含有量が全重量の7%以上10%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)			(新 設)			
	023	1	- - - - 高ニッケル材(ニッケルの含有量が全重量の10%以上のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	K G		(新 設)			
			- - 厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの		7219.33	000	5	- - 厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの	K G
			- - - クロム系(ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)						
	011	2	- - - - 409系(クロムの含有量が全重量の12%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)			(新 設)			
	019	3	- - - - その他のもの	K G		(新 設)			

新(2005年)				旧(2004年)				備 考
統計品目 番 号	NACCU 用	品 名	単 位	統計品目 番 号	NACCU 用	品 名	単 位	
7219.34	021	5	- - - ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)					
			- - - - 200系(ニッケルの含有量が全重量の7%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	K G		(新 設)		
	022	6	- - - - 304系(ニッケルの含有量が全重量の7%以上10%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	K G		(新 設)		
	023	0	- - - - 高ニッケル材(ニッケルの含有量が全重量の10%以上のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	K G		(新 設)		
			- - 厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの	7219.34	000	4	- - 厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの	K G
			- - - クロム系(ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)					

新(2005年)				旧(2004年)				備 考	
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位	統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		
	011	1	- - - - 409系(クロム の含有量が全 重量の12%未 満のものに限 るものとし、 その他の成分 を含有するか しないかを問 わない。)			(新 設)	K G		
	019	2	- - - - その他のもの - - - ニッケル系(ニッ ケルを含むもの に限るものと し、その他の成 分を含有するか しないかを問わ ない。)			(新 設)	K G		
	021	4	- - - - 200系(ニッケ ルの含有量が 全重量の7% 未満のものに 限るものと し、その他の 成分を含有す るかないかを 問わな い。)			(新 設)	K G		
	022	5	- - - - 304系(ニッケ ルの含有量が 全重量の7% 以上10%未満 のものに限る ものとし、そ の他の成分を 含有するかし ないかを問わ ない。)			(新 設)	K G		
	023	6	- - - - 高ニッケル材 (ニッケルの 含有量が全重 量の10%以上 のものに限る ものとし、そ の他の成分を 含有するかし ないかを問わ ない。)			(新 設)	K G		
7219.35			- - 厚さが0.5ミリメー トル未満のもの	7219.35	000	3	- - 厚さが0.5ミリメー トル未満のもの	K G	

新(2005年)				旧(2004年)				備 考		
統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACU 用	品 名		単 位	
	010	6	- - - クロム系(ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)		K G			(新 設)		
			- - - ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)							
	021	3	- - - - 200系(ニッケルの含有量が全重量の7%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)		K G			(新 設)		
	022	4	- - - - 304系(ニッケルの含有量が全重量の7%以上10%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)		K G			(新 設)		
	023	5	- - - - 高ニッケル材(ニッケルの含有量が全重量の10%以上のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)		K G			(新 設)		
			(省 略)					(省 略)		
72.20			ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル未満のものに限る。)			72.20		ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル未満のものに限る。)		
			(省 略)					(省 略)		
7220.20			- 冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)			7220.20	000	2	- 冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)	K G

新(2005年)				旧(2004年)				備 考		
統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACU 用	品 名		単 位	
84.07	010	5	- - クロム系(ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)		84.07		(新 設)			
			- - ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)							
	021	2	- - - 200系(ニッケルの含有量が全重量の7%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)							
	029	3	- - - その他のもの (省 略)				(新 設) (省 略)			
84.07			ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及びロータリーエンジンに限る。) (省 略)		84.07		ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及びロータリーエンジンに限る。) (省 略)			
8407.90	000	1	- その他のエンジン (削 除)		8407.90		- その他のエンジン			
			(削 除)			011	5	- - - 出力が30馬力以下のも	NO	KG
			(削 除)			019	6	- - - その他のもの	NO	KG
			(削 除)			090	0	- - - その他のもの	NO	KG
84.14			気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) (省 略)		84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) (省 略)			
8414.80			- その他のもの (省 略)		8414.80		- その他のもの (省 略)			
			- - その他のもの (省 略)				- - その他のもの (省 略)			
	093	6	- - - その他のもの (削 除)			092	5	- - - - 重量が5,000キログラム以下のもの	NO	KG

新(2005年)				旧(2004年)				備 考		
統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACU 用	品 名		単 位	
84.47		(削 除) (省 略)			099	5	- - - - その他のもの (省 略)	NO	KG	
84.47		編機、ステッチボンデ ィングマシン、タフテ ィング用機械及びジン プヤーン、チュール、 レース、ししゆう布、 トリミング、組ひも又 は網の製造機械 (省 略)			84.47		編機、ステッチボンデ ィングマシン、タフテ ィング用機械及びジン プヤーン、チュール、 レース、ししゆう布、 トリミング、組ひも又 は網の製造機械 (省 略)			
8447.20	000	5 - 平型編機及びステッ チボンディングマシ ン (削 除) (削 除) (省 略)	NO	KG	8447.20		- 平型編機及びステッ チボンディングマシ ン (削 除) (削 除) (省 略)			
85.19		レコードデッキ、レコ ードプレーヤー、カセ ットプレーヤーその他 の音声再生機(録音装 置を自蔵するものをの ぞく。) (省 略)			85.19		レコードデッキ、レコ ードプレーヤー、カセ ットプレーヤーその他 の音声再生機(録音装 置を自蔵するものを除 く。) (省 略)			
8519.92	000	6 - その他の音声再生機 - - ポケットサイズの カセットプレーヤ ー (削 除) (削 除) (省 略)		NO	8519.92		- その他の音声再生機 - - ポケットサイズの カセットプレーヤ ー (削 除) (削 除) (省 略)			
85.23		録音その他これに類す る記録用の媒体(記録 してないものに限るも のとし、第37類の物品 を除く。) - 磁気テープ - - 幅が4ミリメート ル以下のもの (削 除) (削 除) (省 略)			85.23		録音その他これに類す る記録用の媒体(記録 してないものに限るも のとし、第37類の物品 を除く。) - 磁気テープ - - 幅が4ミリメート ル以下のもの (削 除) (削 除) (省 略)			
8523.11	000	2 - - 幅が4ミリメート ル以下のもの (削 除) (削 除) (省 略)	NO	KG (I.C.)	8523.11		- - 幅が4ミリメート ル以下のもの (削 除) (削 除) (省 略)			
8523.90	000	0 - その他のもの (削 除) (省 略)			8523.90		- その他のもの (削 除) (省 略)			
						010	5 - - - 録音用のもの	NO	KG (I.C.)	
						090	1 - - - その他のもの (省 略)	NO	KG (I.C.)	
						010	3 - - 蓄音機用レコード 製造用のレコード ブランク		NO	
						020	6 - - その他のもの	NO	KG (I.C.)	

新(2005年)				旧(2004年)				備 考	
統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACU 用	品 名		単 位
85.24		レコード、テープその他の記録用の媒体(録音その他これに類する記録をしたもの(レコード製造用の原盤及びマスターを含む。))に限るものとし、第37類の物品を除く。 (省略)			85.24		レコード、テープその他の記録用の媒体(録音その他これに類する記録をしたもの(レコード製造用の原盤及びマスターを含む。))に限るものとし、第37類の物品を除く。 (省略)		
8524.51	000	2 - その他の磁気テープ - - 幅が4ミリメートル以下のもの (削除) (削除) (省略)		NO	8524.51		- その他の磁気テープ - - 幅が4ミリメートル以下のもの 010 5 - - - 録音用のもの 090 1 - - - その他のもの (省略)		NO NO
8524.53	020	6 - - 幅が6.5ミリメートルを超えるもの - - - 録画用のもの (削除) (削除) (省略)		NO	8524.53		- - 幅が6.5ミリメートルを超えるもの - - - 録画用のもの 021 0 - - - - 幅が12.7ミリメートル以下のもの 029 1 - - - - 幅が12.7ミリメートルを超えるもの (省略)		NO NO
85.25		無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ (省略)			85.25		無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ (省略)		
8525.20		- 送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。) (省略) (削除) (省略)			8525.20		- 送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。) (省略) 030 5 - - マイクロセル方式を用いた携帯電話 (省略)	NO	KG
85.27		無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器(同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。)			85.27		無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器(同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。)		

新(2005年)				旧(2004年)				備 考
統計品目 番 号	NACCU 用	品 名	単 位	統計品目 番 号	NACCU 用	品 名	単 位	
			8527.12				000	0
			NO					
					010	3		NO
					090	6		NO
8527.13	000	6	NO	8527.13				
					010	2		NO
					090	5		NO
85.28				85.28				
8528.12				8528.12				
					010	1		NO
	011	2	NO					
	012	3	NO					

新 (2005年)				旧 (2004年)				備 考			
統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACU 用	品 名		単 位		
85.29	013	4	- - - - 画面对角が76 センチメートル 以上のもの		NO			(新 規)			
	020	4	- - - プラズマ式のもの		NO			(新 規)			
	090	4	- - - その他のもの (省 略)		NO	090	4	- - - その他のもの (省 略)		NO	
	8529.90		第85.25項から第85.28 項までの機器に専ら又 は主として使用する部 分品 (省 略)			85.29		第85.25項から第85.28 項までの機器に専ら又 は主として使用する部 分品 (省 略)			
			- その他のもの			8529.90	000	2	- その他のもの		K G
			- - ディスプレイモジ ュール								
			- - - 液晶式のもの								
		111	1	- - - - 画面对角が59 センチメートル 未満のもの	NO	K G			(新 規)		
		112	2	- - - - 画面对角が59 センチメートル 以上76センチ メートル未 満のもの	NO	K G			(新 規)		
		113	3	- - - - 画面对角が76 センチメートル 以上のもの	NO	K G			(新 規)		
	120	3	- - - プラズマ式のもの	NO	K G			(新 規)			
	190	3	- - - その他のもの	NO	K G			(新 規)			
	900	6	- - その他のもの	NO	K G			(新 規)			
85.32			固定式、可変式又は半 固定式のコンデンサー (省 略)			85.32		固定式、可変式又は半 固定式のコンデンサー (省 略)			
8532.30	000	0	- 可変式又は半固定式 のコンデンサー (削 除) (削 除) (省 略)	TH	K G	8532.30		- 可変式又は半固定式 のコンデンサー (削 除) (削 除) (省 略)			
							010	3	- - 可変式のもの	TH	K G
							090	6	- - その他のもの (省 略)	TH	K G
87.14			部分品及び附属品 (第 87.11項から第87.13項 までの車両のものに限 る。) (省 略)			87.14		部分品及び附属品 (第 87.11項から第87.13項 までの車両のものに限 る。) (省 略)			
			- その他のもの (省 略)					- その他のもの (省 略)			
8714.96	000	4	- - ペダル及びギヤク ランク並びにこれ らの部分品 (削 除)		K G	8714.96		- - ペダル及びギヤク ランク並びにこれ らの部分品 (削 除)			
							010	0	- - - ペダル及びその 部分品		K G

新(2005年)				旧(2004年)				備 考	
統計品目 番 号	NACU 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACU 用	品 名		単 位
90.14		(削 除)			90.14		- - - ギヤクランク及 びその部分品 (省 略)		K G
		(省 略)							
90.14		羅針盤その他の航行用 機器			90.14		羅針盤その他の航行用 機器		
		(省 略)					(省 略)		
<u>9014.80</u>	<u>000</u>	<u>1</u> - その他の機器	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>9014.80</u>		- その他の機器		
		(削 除)					- - 電気式のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
		(削 除)					- - その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
<u>9014.90</u>	<u>000</u>	<u>5</u> - 部分品及び附属品		<u>KG</u>	<u>9014.90</u>		- 部分品及び附属品		
		(削 除)					- - 電気式機器用のも の		<u>KG</u>
		(削 除)					- - その他のもの		<u>KG</u>
90.17		製図機器、けがき用具 及び計算用具(例え ば、写図機器、パント グラフ、分度器、製図 用セット、計算尺及び 計算盤)並びに手持ち 式の測長用具(例え ば、ものさし、巻尺、 マイクロメーター及び パス。この類の他の項 に該当するものを除 く。)			90.17		製図機器、けがき用具 及び計算用具(例え ば、写図機器、パント グラフ、分度器、製図 用セット、計算尺及び 計算盤)並びに手持ち 式の測長用具(例え ば、ものさし、巻尺、 マイクロメーター及び パス。この類の他の項 に該当するものを除 く。)		
		(省 略)					(省 略)		
<u>9017.90</u>	<u>000</u>	<u>6</u> - 部分品及び附属品		<u>KG</u>	<u>9017.90</u>		- 部分品及び附属品		
		(削 除)					- - 電気式機器用のも の		<u>KG</u>
		(削 除)					- - その他のもの		<u>KG</u>
90.21		整形外科用機器(松葉 づえ、外科用ベルト及 び脱腸帯を含む。)、 補聴器その他器官の欠 損又は不全を補う機器 (着用し、携帯し又は 人体内に埋めて使用す るものに限る。)、人 造の人体の部分及び副 木その他の骨折治療具 (省 略)			90.21		整形外科用機器(松葉 づえ、外科用ベルト及 び脱腸帯を含む。)、 補聴器その他器官の欠 損又は不全を補う機器 (着用し、携帯し又は 人体内に埋めて使用す るものに限る。)、人 造の人体の部分及び副 木その他の骨折治療具 (省 略)		
		- 義歯及び歯用の取付 用品					- 義歯及び歯用の取付 用品		
<u>9021.21</u>		- - 義歯			<u>9021.21</u>	<u>000</u>	- - 義歯		<u>KG</u>
	<u>010</u>	<u>0</u> - - - 人工歯	<u>NO</u>	<u>KG</u>			(新 規)		
	<u>090</u>	<u>3</u> - - - その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>			(新 規)		
		(省 略)					(省 略)		